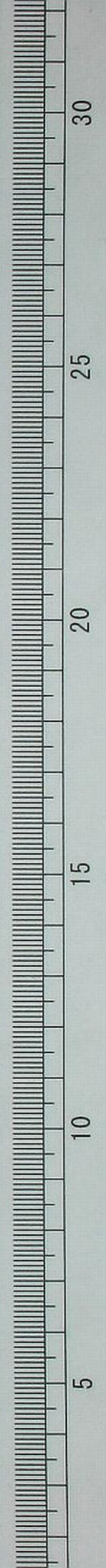


伊勢平藏貞文之丞

柳田文庫  
文庫11  
B2368



文庫11  
B2368

源家八領鏡考

八領鏡

伊勢平藏貞丈述

- 保元物語印本新院召云る花乃夢小重代相傳仕ても月教日教源太り産衣八龍天浮薄金指無膝名し申て八領乃鏡いけ過風小吹れて四方へ吹よとて伝ひ義乃記
- 同京師本杉原本並云は祀心乃其夢想せんも薄金膝丸指無の龍月教日教七札をとりける重代相傳の鏡其風より吹きて四方へ吹よと老小七札をとり産衣なり
- 同鎌倉本小薄金膝丸指無龍と有て月教日教天浮七龍産衣等乃名あり云
- 同或異本其本水乃乃考は祀心小引る後想をえてい子細と家小傳りける月教日教源太り産衣指無薄金膝丸八就天浮と申は八領の鏡の風小吹れて四方へ吹よとて又て也
- 同印本云義今度八日後の合戦と思ひけり重代乃鏡も一領五人乃共小名也祀心乃薄金若くは源太り産衣と膝丸とを婿とすはるるも難色花伝して下野中の許へ伝ひしは朝冠者乃重重人小務れて帝の鏡を身小合さりけり若きりサ喜希代の重伝説とあり許へつりしは親の御あり也
- 平治物語其朝昔京師本杉原本并云雪次乃産衣なる物見してハ叶りてハ叶りてハ馬頭乃指無源太り乃就太史道乃天浮兵衛佐の産衣物のて秘苑の信しも名乃中乃也

源太の産夜

一 平治物語云本此産夜は切ハ源氏皇族の物の目乃中ノ殊小秘宮乃を也ハ陵殿乃幼名源太と申すニ歳の時院よりうのせよ伊弉良と傳を蒙り給ひてとすと産夜威一神小と云見系小入れのこてと源太の産夜とハはたけの産夜と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清けりし七尾名神小ハ藤の花乃鳴りてとすと産夜威とありてとと産切一ハ八幡殿自任宗任を攻りし時度く小生補者十人の首を切らば産夜と云切られ産切と名付り自任宗人文書と云彼源太也首より矯く相傳せしハ源太と云伊弉良と云小三尾名れとも頼朝傳りしハ源氏の大将と成りしと云也下也云云源太の産夜と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清

右の本文小院よりうのせよ伊弉良と傳りしハ源太と云伊弉良と云小三尾名れとも頼朝傳り系圖云義家長治三年辛未二十七云云嘉永元年辛未辛未ハ是小扱小義家乃生れハ長曆三年小治又嘉永三年辛未辛未ハ是小扱小義家乃生れハ長久二年小治り長曆長久と云後朱雀帝の朝也今梅三條院寛仁元年小院小萌一ハ是ハ源太の産夜と云也下也云云源太の産夜と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清唯小一條院乃くちしと云小一條院諱ハ敦明三條帝の太子也寛仁元年大天皇小准一院号よりる永承元年小萌一ハ是ハ源太の産夜と云也下也云云源太の産夜と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清自史梅小右の本文左右の袖小藤の花乃鳴りてとすと産夜威と云也下也云云源太の産夜と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清威中も後威と云也下也云云源太の産夜と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清

自史梅小右の本文左右の袖小藤の花乃鳴りてとすと産夜威と云也下也云云源太の産夜と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清

是産夜の系と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清

一 義経記金言云源頼義乃自任宗任を攻りしと云と語多奈小七年夜に我小源氏乃一乃誘ひて叶りしと云思ひれ頼義京へきて内裏小系り叶りしと申されけりし時叶小八代官をさぐりしと云思ひれ頼義京へきて内裏小系り叶りしと申されけりし時叶小八代官内裏小系り叶りしと云思ひれ頼義京へきて内裏小系り叶りしと申されけりし時叶小八代官をさぐりしと云思ひれ頼義京へきて内裏小系り叶りしと申されけりし時叶小八代官

自史梅小右の本文左右の袖小藤の花乃鳴りてとすと産夜威と云也下也云云源太の産夜と云む扱小天照大神正八幡大菩薩と清

辰年辰日辰時三三  
タリトテ名ラカシメテ分ル  
理詳ナラス

如く長曆三年小生ま〜頼義乃安倍頼時追討の爲小陸をさへ下りし年  
 永承六年小義家十三歳也自任を小陸せし年天喜五年小義家五歳也  
 又長文二年小生れ〜如く永承六年に小義家十一歳天喜五年小義家五  
 歳也又本云小八幡をたてて板をたてて友八幡太師と号す由はこれと  
 陸を治記に頼義と金爲時と鳥海とを討てし時侍軍の長男義家  
 大鎧箭を以て頼小賊乃師を討てに矢穿〜殺れし中必死之雷の如く小舟  
 已風のこゝろ小舟に神武帝世ありし夷人麻呂走りて敵てある者あり夷  
 人を以てて八幡太師と号せしを以てたてし由はこれと稱義して小舟あり也  
 くの治記に義経記より海をさへ渡りし小舟ありし物語記の流を以てせんか又此の  
 産文乃鏡に帝よりたてしを以てたれしと云ふ事ありしと云ふは又此の  
 小舟を以てたれしと云ふ事ありしと云ふは又此の

一 源平盛衰記頼政銘を討て余も云胡敵の形もさへいさし生傍る捨宅の首を  
 ち口葉早苗也乃其をさへさたりて彼の肩小八幡大菩薩とぬ右の肩小山  
 越やえ徳と云ふ産衣と云産を以て男と云産衣也

自文云頼政の源家乃福流ありしを産衣の産衣と云ふこと別小産衣と  
 名付し産衣と云ふ〜これ其國一源家にて福流ありしを産衣の産衣と云ふ

小舟より保元物語の爲朝小徳の産衣と云ふ〜と云ふは産衣の産衣と云ふ  
 して同一名をあげし〜と云ふ

源金

一 興別後三年合戦記云沼柵をさ〜るは乃柵ありしを源金と云ふ事ありし  
 して〜は乃柵ありしを源金と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 して〜は乃柵ありしを源金と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 して〜は乃柵ありしを源金と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 して〜は乃柵ありしを源金と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 して〜は乃柵ありしを源金と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 して〜は乃柵ありしを源金と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし

自文云右云小將軍と云ふ義家朝臣乃事也時代は堀河院の治字は寛治年中  
 あり寛治五年小園別武衛家衛の軍小舟ありしを源金と云ふ事ありし

一 保元物語下本云余判官爲義張緒の産衣小舟金と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 自文云右云の如く産衣小舟金の産衣と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 久々画し興別後三年合戦乃捨巻物小舟金の産衣と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 これ一折と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし  
 或は色をさへり〜は源金の産衣と云ふ事ありしと云ふは源金の産衣と云ふ事ありし

古記云永治元年三月廿七日  
甲辰持連承隆為見甲鎧  
所引件緒云義家朝臣  
陸奥守之時與夜回在武  
衛家衛守令義家朝臣  
維持云云云云云云云云  
印元年春信長始三回也  
後印備出御金送り云云  
消徒然秋本云云云云

東鑑小乘元四年庚子十二月廿五日  
實朝代  
平治物語長門本云赤地綿乃並出小唐綾  
梅松論云云行不日申乃時をり小又乃勢神樂園  
越前國乃住人白河中郎義貞と云りて討て首をり赤威乃  
大共又乃思ひをり小兄乃義貞自中て甘旨西の判官  
頼色云つり小又乃思ひをり赤威の遣をり小又乃思ひをり

東鑑小乘元四年庚子十二月廿五日  
實朝代  
平治物語長門本云赤地綿乃並出小唐綾  
梅松論云云行不日申乃時をり小又乃勢神樂園  
越前國乃住人白河中郎義貞と云りて討て首をり赤威乃  
大共又乃思ひをり小兄乃義貞自中て甘旨西の判官  
頼色云つり小又乃思ひをり赤威の遣をり小又乃思ひをり

平家物語長門本云赤地綿乃並出小唐綾  
梅松論云云行不日申乃時をり小又乃勢神樂園  
越前國乃住人白河中郎義貞と云りて討て首をり赤威乃  
大共又乃思ひをり小兄乃義貞自中て甘旨西の判官  
頼色云つり小又乃思ひをり赤威の遣をり小又乃思ひをり

梅松論云云行不日申乃時をり小又乃勢神樂園  
越前國乃住人白河中郎義貞と云りて討て首をり赤威乃  
大共又乃思ひをり小兄乃義貞自中て甘旨西の判官  
頼色云つり小又乃思ひをり赤威の遣をり小又乃思ひをり

ある一具天將おれをりして赤威乃思ひをり

自文云義貞乃源氏乃嫡孫乃赤威乃思ひをり  
思ふ小吉代乃法炮をりして赤威乃思ひをり  
已練筆云つり小又乃思ひをり赤威の遣をり  
あつり源家乃領中乃赤威乃思ひをり  
相同じく赤威乃思ひをり赤威の遣をり  
且色同一なり

楯無

平治物語京原本松原本并云義朝練筆乃思ひをり  
威乃思ひをり小又乃思ひをり赤威の遣をり

甲陽軍鑑赤書云天喜三年甲午源頼義自奥列へり  
任と誅し或頼義公之の伊子をつれて陣也  
三分新羅と云義光公乃之殿且美光公乃源旗  
新羅の四本乃源氏乃嫡家也乃楯無

自文云美光乃源氏乃嫡家也乃楯無

楯を著せし事平治物語に云へりも義孝はつとて一説也武田乃ち  
楯を別の楯を著せし事高野の事乃楯を楯し能く物ありし事  
されたまふ楯を乃名を以てしむる事一爲朝の義孝はつとて  
頼朝より平治物語に云へり記物也説と云へり一甲陽軍監の近世の事也平治  
景宗宣旨に云へり此の能く事は具に人の信を以てしむる事也此の  
楯を能く事はつとて物ありし事軍監小裁の事也時代違ふ  
事ども云はれ多く信用しし事也武田家乃ち家傳の頼義楯を著  
義孝はつとて事と記せり乃家傳と甲陽軍監の書小傳して書ける事  
ころ乃ち家傳を以て甲陽軍監の書と書ける事とせし事高野の事乃  
真乃楯を著せし事別乃物あり

膝名

一 保元物語印本云は膝名とハ牛十頭が膝乃皮をとり威しし事牛乃膝や伊  
ん帯小たしとせし事高野の事一ハ塵名とせし事梯たんとせし事  
穂進治文とせし事

八龍

一 保元物語印本云義朝本陣を序し物の見し事其日ハ八龍と書し事

龍と云へし事板中なる事あり

一 同書序本抄名中並云八龍とハ祖父義家後母の戦乃日ハ陵父菩薩乃使者乃神  
八神守護乃乃八龍玉乃形に金を以て内書乃日向澄乃胸板にハつけし事  
八龍と云名附し事八領の中ハ神祕龍の重なる事あり此の事ハ依てこれ  
相傳す

一 同書本抄外ハ八龍とハ龍をハツ乃板を以てしし事名あり

一 平治物語本云嫡父義平ハ生年十九年平治の事也後乃並云八龍と  
胸板に龍とハつけし事澄と書する事乃書の諸を以てしし事

一 自又云飛鳥唯久画し後之平合戦の餘ハ義家朝臣乃書此史を不  
金乃龍の全身を造りて附しし事神を画しし事八龍乃澄ハ書しし事  
へし事或ハ龍或ハ

一 保元物語本云義朝七天たりし事乃目ハ神三つされし事乃地十色く  
柳乃凡ハ此の事並云八龍と云澄を以て白く唐後を以て威しし事  
柳乃金物ナキ事也

一 自又云義朝乃似て能く事龍を以て書しし事龍の澄と云唐後威しし事  
乃の事也推して知し事一 新井君美乃説小行し事保元物語小行し事

記ししきし諸の異本小の馬子後と云ふは信の語を記しきしんや馬子後  
と云ふしきしむすししとせんしと云へり

又新井氏の説也言傳本傳舎本も乃異本小馬子唐後と云ふと成るる  
荒目乃復の裾金物白渡流のを看るるしを云ふれしも信を記して他は  
事を見ても亦本中と云ふしは信を記してあり其本小の信を記  
してしは信を記してし信を記してし其方と語あり

一 源平盛衰記屋嶋合戦小判官宗行麟と云て三命乃振年凡丈と云んて鬼神  
のこころを言たりして浪を記ししと云ふる。龍頭の曹を記ししは曹と云は源氏重代のま  
なり浪を記ししと云ふは小判官宗行の事なり。此れも信を記しし名附なり。保元の軍小判官  
公師為朝の着しりしと云ふは重代の事なり。其令小判官の事を感し強力の奉勅神物なり。此物  
自云云此の信金物と云ふる。由保元物語の異本と云ふ見えしりしは宗行の信と云  
る。浪の形とありしは小判官の事なり。其信を記ししは信を記しし。為朝の事量人  
小判官にて常の信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
と云ふは信を記しし。由保元物語も見えしりしは信を記しし。浪の形を記ししは信を記しし。  
朝の新調の物なり。此物も信を記しし。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
たれしと云ふは重代の事なり。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。

一 本記聞東の大勢上洛の事長崎四郎在流の事記して云信傳の信自云小判官の  
大名を記ししは信を記しし。此物も信を記しし。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
自云云此の信金物と云ふる。由保元物語の異本と云ふ見えしりしは宗行の信と云  
る。浪の形とありしは小判官の事なり。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
と云ふは信を記しし。由保元物語も見えしりしは信を記しし。浪の形を記ししは信を記しし。  
朝の新調の物なり。此物も信を記しし。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
たれしと云ふは重代の事なり。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。

月敷

一 保元物語本云西都在流の類是是也と云ふ。則ち西の川を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
月敷と云ふは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。

日敷

一 日敷乃各保元物語中と云ふ。感も其事と云ふ。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
其古事天物語と云ふは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。

右八領鑑考終

附録

一 源平盛衰記屋嶋合戦小判官宗行麟と云て三命乃振年凡丈と云んて鬼神  
のこころを言たりして浪を記ししと云ふる。龍頭の曹を記ししは曹と云は源氏重代のま  
なり浪を記ししと云ふは小判官宗行の事なり。此れも信を記しし名附なり。保元の軍小判官  
公師為朝の着しりしと云ふは重代の事なり。其令小判官の事を感し強力の奉勅神物なり。此物  
自云云此の信金物と云ふる。由保元物語の異本と云ふ見えしりしは宗行の信と云  
る。浪の形とありしは小判官の事なり。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
と云ふは信を記しし。由保元物語も見えしりしは信を記しし。浪の形を記ししは信を記しし。  
朝の新調の物なり。此物も信を記しし。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。  
たれしと云ふは重代の事なり。其信を記ししは信を記しし。其信を記ししは信を記しし。

書也として世に信をうける人多しれども古書ゆゑ及偽書也又大江原之乃日記ありて杖杵見  
聞秘記と書あり見ゆ秘記の中わす盛長日記を引用するも又秘記と書ありて其  
信をも人多しれども是も古書あり及偽書あり盛長日記見聞秘記乃四世局言保年中江戸  
昔ホ居住せし浪人須磨不音とふ者乃偽作也書也不音水野監物仕合子勝浪人  
不音水野監物仕合子勝浪人  
權系圖モ不音乃女書とと不評論此ふも及ぶる推冊子もまこと世の人多く偽書とふ事  
を知らずして信作を多書あるあり人か或まて吾弱跡もも乃乃の偽書たふされん  
事をとれし盛長記乃八領日記の文とらりて論辨して在載公は領室の文偽物事也  
さして其篇の正偽を終り盛長記の正偽をささぐるべからず見聞秘記乃偽櫻切とて  
推し知る

○公達藤九郎成盛長日記

盛長日記曰源家重代八領上テ八御甲有り是皆最祖八幡太郎義家御ヨリ相傳  
武具也其中三源太刀産衣ト云鐘八源氏嫡子相傳スル所也然三平治元年十月待賢門軍ノ  
時右衛佐朝公賜着也殊重代太刀髣切毛頼朝公授ラレテ此鐘上太刀ト嫡子相續スルモ  
ナレ愚源太義平着用スル所左無レテ三男頼朝公授ラレテ子見事父三如上云本云  
アリ如何上皆不案云云此終三男頼朝公世ニ出テ天下ヲ掌ニ握テ誠ニ御父左馬頭義  
朝卿御服力強キヲ感テ奉ル

盛長日記ヲ記セシニハ愚源  
スル思フニテ其後ニテ

頼朝後權實細言任是言  
リ以後御稱也

自云云人乃長居者主君並三君乃先祖也其方有る實名を書き事甚矣れり  
實名不書レテ後代乃て分明を為し欲とて其ノ字カレ住カレ書クこと  
カレ又義家文中細言參議不任とて人カレ卿と書クこと義朝も又同く頼朝  
父は不任とて人カレ公と書クこと盛長日記自記カレ八幡義家朝臣殿朝若源太殿  
乃其事を知ぬ事カレ盛長の日記カレ八幡義家朝臣殿朝若源太殿  
義平君故殿義朝朝臣如レ我書ハ義家と義朝四位乃朝臣と書レ  
頼朝ハ二位乃右衛佐カレ朝臣と書レ君とカレ外ハ書レ  
義平と三位カレ長カレ君とカレ書レ也カレ乃人名是を以テ推  
して其偽作文ニテ也

今度若君御鏡着初御産衣ヲ被進然レ僅七歳若君彼鏡着用事難成ニリ  
テ件レ鐘ハ飾四邊モ其具似レテ紙ニ用テ産衣ヲ寫シテ本違極ニテ是ヲ産衣ト稱シ今度若  
君ハ著也奉ル柳八領ト云御鏡風元記云畢

自云云若君御鏡着初カレ頼朝の嫡男萬壽後頼家 文治四年戊申七月十日  
鏡着初ありカレ東鑑卷ハ其日乃規式在細見ヘテ且日産衣ヲ進セリ  
シ産衣紙形カレ著カレ東鑑カレ曾テ見カレ見聞秘記カレ  
紙形カレ何レカレ偽作カレ須磨不音カレ浪人者乃子乃産着初カレ



某紙の遺を著せしむる所あり東瀛小テ常々常胤持參御甲綱種子  
息胤正師常胤之前行胤頼杖持又從後常胤御甲綱胤立と見えり紙形の  
遺あり也

源大産衣

白皇曾六十二回前立物缺形竜頭大吹返金銀及び山鳩二羽繪様向合たり

自又云い書八領の遺を云ふ一領毎小先曹の事とあり是故實を叙ぬ偽作也  
古より遺舟由目見し事あり又曹乃見せし事あり也云々云々物語同  
毛の曹とあり同一毛の曹の事とあり云々云々云々也遺舟が同  
一毛の曹見し事あり云々物語同毛の曹とあり云々云々云々事  
遺舟由目見し事あり云々也其外に遺舟由目見し事あり云々也  
何の書も遺舟由目見し事あり云々也古代の曹小六十二回前立とあり明  
珍信家比り始り云信家永正より天文の比りし遺舟也成世の時代より云々  
云々後舟由目見し事あり云々古の曹八族の般見し事あり云々難し云々  
かろしや曹の細い細い事あり云々鍛乃云々事あり云々又古制の曹八族大吹返り也後代  
志との乃板より板短く吹返り云々物由目見し事あり云々昔力吹返り云々事あり云々  
盛長時代より云々事あり云々是も遺舟由目見し事あり云々

物後三矢昭文神八幡大菩薩上奉齋付在考神祇勝花ノ盛ナル所ヲ或ス地ニ黒緋糸ヲ以テ或ス  
自又云緋糸ヲ以テ或ス云々  
書ニ見テ云々證據ナシ

自又云地ニ黒しハ礼乃黒し云々事あり云々古代の遺舟由目見し事あり云々  
希乃才ノ盛長の頃ニ黒常の事あり云々地黒し云々事あり云々此世金銀朱青  
漆帯色などの礼人の好む事あり云々用え常とあり云々事あり云々根小地ニ  
一と云々事あり云々

糾地錦ヲ以テ小巾佩指等ヲ覆フ

自又云成盛長時代ニイテ云々無之古書曰見云太平記ニ始テ膝鏡見タリ夫ヨリ以  
後ノ書ニ間々見タリ後後三年合致乃侍あり云々事あり云々是れ也  
一人と見え云々

是ハ八幡太郎童名源太ト云ニ成時院ノ御所ヨリ源太ヲ御見アルニ由初定アリ云々  
頼義意テ蓋シ此鏡ヲ或レ源太ノ件ノ篋手居テ見テ云々故ニ鏡ヲ源太カ産衣トハ  
別ラレシ也

自又云平治物語カニ歳とあり又神事ト云テ事あり云々事あり云々  
云々事あり云々平治物語カニ歳とあり又神事ト云テ事あり云々事あり云々  
云々事あり云々



小指く記し是はし今も不異なり

楯無

牛首筆能右て三枚重なり其腹形八極白如滑ミテ糸ナシ片凡う折ルカ如故ニ鍔ニ處所  
ナクテ裏袴ノキ鱗ナシ故ニ楯無ノ名アリ

貞丈云首ノ字ハ頭ノ字ト同シカニラト訓也牛ノカニラ皮ヲ用ヒテ何事ニ事也首ノ皮薄  
クシテ用ミサレ也頸ノ皮ヲ用ヒテ堅クシテ宜カレハ古代乃唐本文小之ヤク皮ヲ二面作り  
糸と多く滑ち洞を穿して一穴割れ乃名引也近世長江流と云云家ヲ練洞と  
名付牛皮ヲ用テ洞を穿して一穴割れ乃名引也近世長江流と云云家ヲ練洞と  
いし片凡折るややく中向かせし引かるとカチカチ何れと大由柄あり一武事と新  
さるやめいニ無況を仰りしりなり

両神下篋子四覆赤地錦以又洞ニ神ニ黒漆ニテ糾糸ヲ將感ス

貞丈云両神と云より以下の事古事ニ載する事院様あり又黒漆のウチ古制衣の常式也  
ハ盛長日記ありやい書ありハ糾糸の事院様ありやい事あり

新羅語即義老鎧着初時伊像守頼義此鎧ヲ義老ニ賜テ

貞丈云頼義楯無義老ニ賜テ事甲陽軍鑑未書武田系圖ニ見タレドモ信  
用難一別ノ楯無あり一ニ初の本心扁カ記スル

仰云史云吾家八領ノ鎧アリ且中ノ楯ニテハ世授ク仰此鎧ヲ楯無ト号スルハ深表示アリ楯無  
上モ銘不事トモ謂ハ楯ニテ假令也實矢將由テ此鎧ヲ着ス者常々胸中重ク備心ノ楯ヲ備ヘテ楯  
無トモ越度アラント云也三士平ヲ愛シテ如哀憐スル楯アリ三ノ氏後ヲ著サル楯アリ三ノ裏工高  
世ノ室ナリ深ク別ノ患ニ寄キ沙汰セテ楯アリ四ノ忠志深ク能辨ル楯アリ五ノ忠志深ク能辨ル楯アリ  
室クシテテ室手モ割ラバ屋ク輕ク西訓書ニ勝トテ諸人恐シ疎ヲ親ニ賞セシカレ時ハ軍士不勵如斯言  
分明ノ楯アリ六女色ニ注セザル楯アリ七ニ欲ラ難ク賄賂セザル楯アリ八ニ敬味ナク能ク察シ可  
關時ニ關シテ  
フニキ時辰ク楯アリ九ニ先自看ラ制ニ酒宴乱舞舞情変テ察スヘキ上好所下必好之己ト且ニテ影不  
由君臣ヲ見ラ士女如スルトキハ君臣ヲ視テ冠離如レト云本云アリ此楯アリ十三勇士ノ法禮ヲ格ニ能定テ  
帝堅ク法ヲ守ル楯アリ十三能死生地ヲ辨ヘ知ル楯アリ此楯大將タル者必中楯ニテ兵員ノ楯無ラ要  
スルハ非ヌ楯無鑑心サシ楯表也トテ新羅雜言ニ被進ト也此鎧武田信義ノ家ニ相傳也  
貞丈云頼義楯無ヲ義老ニ授ラレテ事古書ヲ曹ラ見エサレ事ナレハナク奈乃楯ノ事也  
偽作也又楯無ヲ銘不事トモ云事何書ニ見エ次後傳あり

唐綾威志地錦ノ屋ト云篋子佩楯寺鐐下ノ紐アリ黒漆黒糸威也  
貞丈云楯無ニ黒糸威あり事子治物後ハ見えたり黒漆の事初云やハ和ハ糾糸  
威あり也又唐綾威あり又黒糸威と云ハ事其詞遠ハ酒狂人の謔語ハ心  
又初云やハ成盛長の此佩楯ありと云也百と云ハ後傳あり

藤尾

牛ノ藤草ヲ牧ヲ以テ制タル故ニテ傳タル

自云云傳元物語藤尾年子久藤の皮を以て威しと見たり牛ノ前子藤の  
後子藤の皮を以て威しと見たり牛ノ前子藤の皮を以て威しと見たり牛ノ前子藤の  
藤皮を以て威しと見たり牛ノ前子藤の皮を以て威しと見たり牛ノ前子藤の

黒華三萌草白三威タリ明ヨリ大袖華三至三不殘夏綴ミシテ

自云云黒華威上明草白三威モ三不殘也黒華三萌草白三威カス也前子藤  
糸夏綴事ヲ白ト云見名此糸萌草白三威カス也前子藤糸夏綴事ヲ白ト云見名  
此糸萌草白三威カス也前子藤糸夏綴事ヲ白ト云見名此糸萌草白三威カス也

白木綿ノ三統ノ用ヲ付ケル

自云云盛長ノ時代カ木綿ノ三統ノ用ヲ付ケル和事作ノ記ナリ成盛長ノ  
木綿ノ三統ノ用ヲ付ケル和事作ノ記ナリ成盛長ノ木綿ノ三統ノ用ヲ付ケル  
和事作ノ記ナリ成盛長ノ木綿ノ三統ノ用ヲ付ケル和事作ノ記ナリ成盛長ノ

龍頭ノ五枚曹同モナリ

自云云藤尾の龍頭曹同モナリと見たり藤尾の龍頭曹同モナリと見たり藤尾の

御子牡丹ノ佩楯大楯ノ上ノ脇當也

自云云御子牡丹ノ佩楯大楯ノ上ノ脇當也と見たり御子牡丹ノ佩楯大楯ノ上ノ脇當也  
と見たり御子牡丹ノ佩楯大楯ノ上ノ脇當也と見たり御子牡丹ノ佩楯大楯ノ上ノ脇當也

八龍

致金大筋四方白



着としをり花と本文との相違をくく依他あり月夜と名付し其故の詳なり也

三枚鍔金以テ日輪アリ大札シテ三百二十餘箇アリ日輪裏表及故三百箇ト謂也紫裳濃也  
上方淡紫腰一段白糸下段濃紫草履兩袖皆胸白と毒手袖標ノ鍔アリ

貞丈云日鍔鍔保元物語ニ名見せられし威を和らぐに其外何の異言ありとも  
本文偽作なり又紫裳濃といふ上を白く改をせしむるは紫を白く少濃く終を  
白く紫を色を赤くせしむるあり不文云やうなる事ありは是又本文むしり紫裳濃の  
さほを和らしむ依他しと云ふ又袖標ノ環

右八領所謂源氏ノ八鍔ナリ其名未代ニ殘ト云尼鍔ニ殘ト云有難之故盛長私件ノ八領ノ鍔  
威を記置者也時文治四年戊申七月十五日此日源賴家七歳而初着甲申之日記也

貞丈云此皆次下乃注ノ後垂言加ふる所見えざるなり信者初の日三賴家と云會名  
ハナク無之也信者初十日也十日ハ初也十日をさしして日鍔者初と云ニ東鑑  
と遠し

右藤原盛長私記ノ須磨不音ノ甲申乃制作古今ノ差別あり事を和し今  
制を以て古制の事を依他したる人を見ざるなりと云ふ事と云ふ事と云ふ事也  
人をたふしつて人の言ふ事ありは其の言ふ事あり

盛長私記ノ狐のふくみ

おろしそれとてぬく屋を見えおけ

安永五年丙申十一月朔日

伊勢丹平藏貞丈書

17695  
50

早稲田大学図書館

011788097664